

平成 2 9 年 6 月 1 5 日 開会

平成 2 9 年 6 月 日 閉会

平成 2 9 年第 2 回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第 1 号	平成 2 8 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 1
承認第 1 号	平成 2 9 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 3
承認第 2 号	平成 2 9 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 1 5
承認第 3 号	平成 2 9 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専 決処分の承認を求めることについて……………	P 2 7
承認第 4 号	平成 2 9 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専 決処分の承認を求めることについて……………	P 3 5
議案第 1 号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について……………	P 4 7
議案第 2 号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……	P 4 9
議案第 3 号	過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一 部を改正する条例について……………	P 5 1
議案第 4 号	繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について……………	P 5 3
議案第 5 号	平成 2 9 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について……………	P 5 5
議案第 6 号	檜山管内公平委員会共同設置規約の変更について……………	P 7 1
議案第 7 号	檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の変更について……………	P 7 3
議案第 8 号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 7 5

報告第 1 号

平成 2 8 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成 2 8 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

平成28年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	1 総務管理費	役場庁舎非常用発電機改修	円 2,074,000	円 2,074,000	円	円	円 2,074,000
2 総務費	3 戸籍住民登録費	社会保障・税番号制度に係る個人番号カード交付事務	円 649,000	円 649,000	円	円 調定未済額 649,000 (内訳) 国庫補助金 649,000	円
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業(経済対策分)	円 29,886,000	円 3,671,000	円	円 調定未済額 3,671,000 (内訳) 国庫補助金 3,671,000	円
7 商工費	1 商工費	インバウンド対策推進(多言語化観光案内板・誘導表示等作成委託)	円 2,500,000	円 2,500,000	円	円	円 2,500,000
7 商工費	1 商工費	町営レストラン再開準備(町営レストラン指定管理者開業準備補助)	円 2,000,000	円 2,000,000	円	円	円 2,000,000
8 土木費	6 住宅費	公営住宅長寿命化対策(町営住宅南が丘第1団地長寿命化改修)	円 35,728,000	円 35,728,000	円	円 調定未済額 13,700,000 (内訳) 国庫補助金 13,700,000	円 22,028,000

承認第 1 号

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年 4 月 18 日から 19 日にかけての強風による町民の森の樹木の倒木について、植樹・育樹事業の実施の支障となっており、また、利用者の安全の確保の観点から処理等を行う経費及び「日本遺産」登録の内定に伴い、平成 29 年 4 月 28 日の正式決定後に速やかに住民等へ周知を行うための経費について専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成29年 4月26日
江差町長 照 井 誉 之 介

平成29年度江差町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,538,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産業費	林業振興費	町民の森風倒木処理対策	1,502					1,502	
教育費	文化財保護費	「日本遺産」認定周知対策	642					642	
計			2,144					2,144	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		30,001	2,144	32,145
	1 繰越金	30,001	2,144	32,145
歳入合計		5,536,358	2,144	5,538,502

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		167,338	1,502	168,840
	2 林 業 費	34,622	1,502	36,124
10 教 育 費		490,658	642	491,300
	5 社 会 教 育 費	93,636	642	94,278
合 計		5,536,358	2,144	5,538,502

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 越 金	30,001	2,144	32,145
歳 入 合 計	5,536,358	2,144	5,538,502

(歳出)

単位：千円

[illegible]

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	30,001	2,144	32,145
1 繰越金	30,001	2,144	32,145
1 繰越金	30,001	2,144	32,145
歳 入 合 計	5,536,358	2,144	5,538,502

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	2,144	前年度繰越金

(3) 歳出

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費		167,338	1,502	168,840				1,502
2 林業費		34,622	1,502	36,124				1,502
2 林業振興費		18,962	1,502	20,464				1,502
10 教育費		490,658	642	491,300				642
5 社会教育費		93,636	642	94,278				642
6 文化財保護費		24,280	642	24,922				642
歳 出 合 計		5,536,358	2,144	5,538,502	0	0	0	2,144

単位：千円

節		説明
区分	金額	
13 委託料	1,502	町民の森風倒木処理委託
11 需用費	182	消耗品費 52 食糧費 30 印刷製本費 100
18 備品購入費	460	「日本遺産」認定周知看板

承認第2号

平成29年度江差町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成29年度江差町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

公共下水道事業特別会計において、下水道管理センター曝気装置インバータ更新に係る経費について専決処分を行ったことに伴い、併せて当該更新経費に係る財源として一般会計からの繰出金について専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成29年 5月29日
江差町長 照 井 誉 之 介

平成29年度江差町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,540,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	1,737					1,737	
計			1,737					1,737	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		32,145	1,737	33,882
	1 繰越金	32,145	1,737	33,882
歳入合計		5,538,502	1,737	5,540,239

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8土 木 費		743,900	1,737	745,637
	5都 市 計 画 費	186,113	1,737	187,850
合 計		5,538,502	1,737	5,540,239

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 越 金	32, 145	1, 737	33, 882
歳 入 合 計	5, 538, 502	1, 737	5, 540, 239

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8土 木 費	743,900	1,737	745,637				1,737
歳 出 合 計	5,538,502	1,737	5,540,239	0	0	0	1,737

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	32, 145	1, 737	33, 882
1 繰越金	32, 145	1, 737	33, 882
1 繰越金	32, 145	1, 737	33, 882
歳 入 合 計	5, 538, 502	1, 737	5, 540, 239

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	1,737	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	743,900	1,737	745,637				1,737
5 都市計画費	186,113	1,737	187,850				1,737
4 公共下水道費	173,739	1,737	175,476				1,737
歳 出 合 計	5,538,502	1,737	5,540,239	0	0	0	1,737

單位：千円

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	1,737	公共下水道事業特別会計繰出金（下水道管理センター曝気装置インバータ更新）

承認第 3 号

平成 29 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

後期高齢者医療保険料については、徴収した翌月に後期高齢者医療広域連合に納付することとなっているが、納付後に歳入還付が発生したため、平成 28 年度の歳入歳出決算において歳入不足が生じる見通しとなったことに伴い、その不足を補填するための経費について専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成29年 5月29日
江差町長 照井 誉之介

平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者 医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広 域連合納付金(保 険料現年度分)	▲ 184				▲ 184		
前年度繰上 充用金	前年度繰上 充用金	前年度繰上充用金	184				184		
計			0						

第1表 歳出予算補正

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		108,784	△184	108,600
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	108,784	△184	108,600
5 前年度繰上充用金		0	184	184
	1 前年度繰上充用金	0	184	184
歳 出 合 計		111,987	0	111,987

歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	108,784	△184	108,600			△184	
5前年度繰上充用金	0	184	184			184	
歳 出 合 計	111,987	0	111,987	0	0	0	0

(2) 歳出

款		補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
項					特 定 財 源			一般財源
目					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2	後期高齢者医療 広域連合納付金	108,784	△184	108,600			△184	
1	後期高齢者医療 広域連合納付金	108,784	△184	108,600			△184	
1	後期高齢者医 療広域連合納 付金	108,784	△184	108,600			△184	
5	前年度繰上充用 金	0	184	184			184	
1	前年度繰上充用 金	0	184	184			184	
1	前年度繰上充 用金	0	184	184			184	
歳 出 合 計		111,987	0	111,987	0	0	0	0

單位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△184	後期高齢者医療保険料現年度分
22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	184	前年度繰上充用金

承認第 4 号

平成 29 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

江差・上ノ国下水道管理センター内の曝気装置 2 台のうち 1 台のインバータの故障に伴い、下水処理機能維持のため機器更新を行うための経費について専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成 29 年 5 月 29 日
江差町長 照 井 誉 之 介

平成 29 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3, 024 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 313, 386 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター曝気装置インバータ更新	3,024				3,024		
計			3,024				3,024		

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		24,851	1,287	26,138
	1 負担金	24,851	1,287	26,138
4 繰入金		173,739	1,737	175,476
	1 一般会計繰入金	173,739	1,737	175,476
歳入合計		310,362	3,024	313,386

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		140,545	3,024	143,569
	2 施 設 管 理 費	78,365	3,024	81,389
合 計		310,362	3,024	313,386

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金	24, 851	1, 287	26, 138
4 繰 入 金	173, 739	1, 737	175, 476
歳 入 合 計	310, 362	3, 024	313, 386

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1公 共 下 水 道 費	140,545	3,024	143,569			3,024	
歳 出 合 計	310,362	3,024	313,386	0	0	3,024	0

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	24, 851	1, 287	26, 138
1 負担金	24, 851	1, 287	26, 138
1 公共下水道費負担金	24, 191	1, 287	25, 478
4 繰入金	173, 739	1, 737	175, 476
1 一般会計繰入金	173, 739	1, 737	175, 476
1 一般会計繰入金	173, 739	1, 737	175, 476
歳 入 合 計	310, 362	3, 024	313, 386

單位：千円

節		説明
区分	金額	
1 公共下水道費負担金	1,287	上ノ国町負担金
1 一般会計繰入金	1,737	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 公共下水道費	140, 545	3, 024	143, 569			3, 024	
2 施設管理費	78, 365	3, 024	81, 389			3, 024	
2 下水道管理センター管理費	65, 194	3, 024	68, 218			3, 024	
歳 出 合 計	310, 362	3, 024	313, 386	0	0	3, 024	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
15 工 事 請 負 費	3,024	下水道管理センター曝気装置インバータ取替工事

議案第 1 号

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を、次のように改正する
ものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例
を改正する必要性が生じたため。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

児童福祉法及び人事院規則の一部改正に伴い、江差町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要性が生じたため。

江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「第６条の４第２項」を「第６条の４第１号」に、「第６条の４第１項」を「第６条の４第２号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１０条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の
一部を改正する条例について

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を、次のよ
うに改正するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正により、地方税の課税免除又は不均一課税に伴
う措置の対象業種の拡充が行われたことから、過疎地域自立促進のための固定資産税
の課税の特例に関する条例を改正する必要性が生じたため。

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成１２年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第２条の規定は、平成２９年４月１日以降に新設又は増設された工業生産等設備に対して適用し、同日前に新設又は増設された工業生産等設備については、なお従前の例による。

議案第4号

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成29年6月15日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

宿泊利用者のサービス向上のため、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例を改正する必要性が生じたため。

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例（平成5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表（第5条関係）中

「

施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで 6,300円	<u>1</u> 利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について2,100円を加算する。 <u>2</u> 宿泊をしないで、日中のみ利用する場合は使用料は2分の1とする。 <u>ただし、前号の規定は適用しない。</u>
	3人まで 8,400円	
	4人まで 10,500円	

」

を

「

施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで 6,300円	<u>—</u> 利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人について2,100円を加算する。
	3人まで 8,400円	
	4人まで 10,500円	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第 5 号

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について

平成 29 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 94,767 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,635,006 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成29年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名システム運用テスト等委託	316	315				1	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成(中歌町「蛭子山」山車改修補助)	2,500				2,500		
民生費	社会福祉施設費	南が丘ふれあいセンター裏口階段木製壁及び外塀修繕	394					394	
民生費	老人福祉費	江差町民総活躍まちづくりセミナー開催	330				300	30	
衛生費	予防費	予防事務(臨時保健師配置)	3,205					3,205	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	1,671		1,671				
商工費	観光費	町営レストラン空調設備修繕	265					265	
商工費	観光費	かもめ島まつり花火大会実行委員会補助	2,000					2,000	
商工費	観光費	日本遺産地域活性化推進事業	21,091				20,000	1,091	
商工費	追分会館管理費	追分会館・山車会館低圧受電切替及び冷暖房機器整備等	5,386					5,386	
港湾費	港湾管理費	江差マリンスポーツ交流センター整備	54,595	27,297		24,500		2,798	
教育費	文化財保護費	無形民俗文化財保存伝承対策	846				430	416	
教育費	保健体育総務費	えさしマリンフェスタ開催	1,653	2,438			▲ 3,000	2,215	
教育費	保健体育総務費	江差町パークゴルフ場管理棟雨漏り修繕	362					362	
教育費	体育施設費	朝日町民体育館雨漏り修繕	153					153	
計			94,767	30,050	1,671	24,500	20,230	18,316	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		511,051	30,050	541,101
	2国庫補助金	166,060	30,050	196,110
14道支出金		284,749	1,671	286,420
	2道補助金	53,654	1,671	55,325
17繰入金		466,249	△3,000	463,249
	2基金繰入金	464,785	△3,000	461,785
18繰越金		33,882	18,316	52,198
	1繰越金	33,882	18,316	52,198
19諸収入		118,136	23,230	141,366
	3貸付金元利収入	90,943	20,000	110,943
	4交付金	3,779	3,230	7,009
20町債		570,826	24,500	595,326
	1町債	570,826	24,500	595,326
歳入合計		5,540,239	94,767	5,635,006

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		936,554	2,816	939,370
	1 総 務 管 理 費	838,902	2,816	841,718
3 民 生 費		1,452,440	724	1,453,164
	1 社 会 福 祉 費	1,235,892	724	1,236,616
4 衛 生 費		467,344	3,205	470,549
	1 保 健 衛 生 費	467,344	3,205	470,549
6 農 林 水 産 業 費		168,840	1,671	170,511
	1 農 業 費	97,084	1,671	98,755
7 商 工 費		235,717	28,742	264,459
	1 商 工 費	235,717	28,742	264,459
8 土 木 費		745,637	54,595	800,232
	4 港 湾 費	49,852	54,595	104,447
10 教 育 費		491,300	3,014	494,314
	5 社 会 教 育 費	94,278	846	95,124
	6 保 健 体 育 費	74,557	2,168	76,725
歳 出 合 計		5,540,239	94,767	5,635,006

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
江差マリンスポーツ交流センター整備	24,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 3 国 庫 支 出 金	511, 051	30, 050	541, 101
1 4 道 支 出 金	284, 749	1, 671	286, 420
1 7 繰 入 金	466, 249	△3, 000	463, 249
1 8 繰 越 金	33, 882	18, 316	52, 198
1 9 諸 収 入	118, 136	23, 230	141, 366
2 0 町 債	570, 826	24, 500	595, 326
歳 入 合 計	5, 540, 239	94, 767	5, 635, 006

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	936, 554	2, 816	939, 370	315		2, 500	1
3民 生 費	1, 452, 440	724	1, 453, 164			300	424
4衛 生 費	467, 344	3, 205	470, 549				3, 205
6農 林 水 産 業 費	168, 840	1, 671	170, 511	1, 671			
7商 工 費	235, 717	28, 742	264, 459			20, 000	8, 742
8土 木 費	745, 637	54, 595	800, 232	27, 297	24, 500		2, 798
10教 育 費	491, 300	3, 014	494, 314	2, 438		△2, 570	3, 146
歳 出 合 計	5, 540, 239	94, 767	5, 635, 006	31, 721	24, 500	20, 230	18, 316

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 国庫支出金	511,051	30,050	541,101
2 国庫補助金	166,060	30,050	196,110
1 総務費国庫補助金	17,737	30,050	47,787
14 道支出金	284,749	1,671	286,420
2 道補助金	53,654	1,671	55,325
3 農林水産業費道費補助金	27,209	1,671	28,880
17 繰入金	466,249	△3,000	463,249
2 基金繰入金	464,785	△3,000	461,785
4 ふるさと応援基金繰入金	49,800	△3,000	46,800
18 繰越金	33,882	18,316	52,198
1 繰越金	33,882	18,316	52,198
1 繰越金	33,882	18,316	52,198
19 諸収入	118,136	23,230	141,366
3 貸付金元利収入	90,943	20,000	110,943
1 貸付金元利収入	90,943	20,000	110,943
4 交付金	3,779	3,230	7,009
3 総務費交付金	0	2,500	2,500
4 民生費交付金	0	300	300
5 教育費交付金	0	430	430
20 町債	570,826	24,500	595,326
1 町債	570,826	24,500	595,326
4 土木債	276,600	24,500	301,100
歳 入 合 計	5,540,239	94,767	5,635,006

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 総 務 管 理 費 補 助 金	315	社会保障・税番号制度システム整備費補助
3 地 方 創 生 推 進 交 付 金	2, 438	地方創生推進交付金（えさしマリンフェスタ開催）
4 地 方 創 生 拠 点 整 備 交 付 金	27, 297	地方創生拠点整備交付金（江差マリンスポーツ交流センター整備）
1 農 業 費 補 助 金	1, 671	経営所得安定対策等推進事業補助
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	△3, 000	えさしマリンフェスタ開催
1 前 年 度 繰 越 金	18, 316	前年度繰越金
4 商 工 費 貸 付 金 償 還 金	20, 000	（仮称）江差町観光まちづくり協議会事業資金
1 総 務 費 交 付 金	2, 500	一般財団法人自治総合センター助成（コミュニティ助成）
1 社 会 福 祉 費 交 付 金	300	公益財団法人北海道市町村振興協会助成（地域づくりセミナー開催支援）
1 社 会 教 育 費 交 付 金	430	独立行政法人日本芸術文化振興会助成（芸術文化振興基金助成）
2 港 湾 整 備 事 業 債	24, 500	江差マリンスポーツ交流センター整備

(3) 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費		936,554	2,816	939,370	315		2,500	1
1 総務管理費		838,902	2,816	841,718	315		2,500	1
1 一般管理費		508,065	316	508,381	315			1
8 住民運動対策費		8,929	2,500	11,429			2,500	
3 民生費		1,452,440	724	1,453,164			300	424
1 社会福祉費		1,235,892	724	1,236,616			300	424
2 社会福祉施設費		13,126	394	13,520				394
3 老人福祉費		342,853	330	343,183			300	30
4 衛生費		467,344	3,205	470,549				3,205
1 保健衛生費		467,344	3,205	470,549				3,205
2 予防費		68,543	3,205	71,748				3,205
6 農林水産業費		168,840	1,671	170,511	1,671			
1 農業費		97,084	1,671	98,755	1,671			
2 農業振興費		24,984	1,671	26,655	1,671			
7 商工費		235,717	28,742	264,459			20,000	8,742
1 商工費		235,717	28,742	264,459			20,000	8,742
3 観光費		61,110	23,356	84,466			20,000	3,356

単位：千円

節		説	明
区	分 金 額		
13 委 託 料	316	社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名システム運用テスト等委託	
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,500	中歌町「蛭子山」山車改修補助	
11 需 用 費	394	修繕料（南が丘ふれあいセンター裏口階段木製壁及び外塀修繕）	
8 報 償 費	120	講師謝礼	
9 旅 費	131	講師旅費	
11 需 用 費	79	消耗品費	49
		食糧費	30
4 共 済 費	454	社会保険料	
7 賃 金	2,751	臨時保健師	
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,671	江差町地域農業再生協議会補助（経営所得安定対策等推進事業補助）	
9 旅 費	580	職員旅費	
11 需 用 費	415	印刷製本費	150
		修繕料（町営レストラン空調設備修繕）	265
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,361	かもめ島まつり花火大会実行委員会補助	2,000
		（仮称）江差町観光まちづくり協議会補助	341
		日本遺産連盟負担金	20
21 貸 付 金	20,000	（仮称）江差町観光まちづくり協議会事業資金貸付	

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 追分会館管理費	33,759	5,386	39,145				5,386
8	土木費	745,637	54,595	800,232	27,297	24,500		2,798
	4 港湾費	49,852	54,595	104,447	27,297	24,500		2,798
	1 港湾管理費	49,852	54,595	104,447	27,297	24,500		2,798
10	教育費	491,300	3,014	494,314	2,438		△2,570	3,146
	5 社会教育費	94,278	846	95,124			430	416
	6 文化財保護費	24,922	846	25,768			430	416
6	保健体育費	74,557	2,168	76,725	2,438		△3,000	2,730
	1 保健体育総務費	58,003	2,015	60,018	2,438		△3,000	2,577
	2 体育施設費	16,554	153	16,707				153
歳 出 合 計		5,540,239	94,767	5,635,006	31,721	24,500	20,230	18,316

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
15 工 事 請 負 費	2,394	追分会館・山車会館低圧受電切替工事 町営レストラン内変圧器撤去工事 1,664 730
18 備 品 購 入 費	2,992	追分会館伝習演習室冷暖房機器
13 委 託 料	7,021	江差マリンスポーツ交流センター整備 実施設計委託 4,947 工事監理委託 2,074
15 工 事 請 負 費	47,574	江差マリンスポーツ交流センター整備工事
8 報 償 費	50	イベント運営謝礼
11 需 用 費	554	消耗品費 54 印刷製本費 500
12 役 務 費	26	手数料 チラシ折込
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	216	舞台照明借上料
11 需 用 費	362	修繕料（江差パークゴルフ場管理棟雨漏り修繕）
12 役 務 費	153	手数料 ごみ処理 150 チラシ折込 3
18 備 品 購 入 費	1,500	マリンジェット
11 需 用 費	153	修繕料（朝日町民体育館雨漏り修繕）

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の
見込に関する調書

単位：千円

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1 普 通 債		2, 234, 920	2, 080, 756	272, 400	221, 895	2, 131, 261
(4) 土 木 債		71, 907	64, 034	137, 400	13, 792	187, 642
合計	補正前の額	6, 289, 171	5, 996, 555	570, 826	627, 984	5, 939, 397
	補正額			24, 500		24, 500
	補正後の額	6, 289, 171	5, 996, 555	595, 326	627, 984	5, 963, 897

議案第 6 号

檜山管内公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、檜山管内公平委員会共同設置規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

檜山管内公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

檜山管内公平委員会共同設置規約（平成13年規約第5号）の一部を次のように変更する。

第1条中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、平成29年8月1日から施行する。

議案第 7 号

檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約の一部を変更する規約

檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約（平成 2 8 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により、平成 28 年 3 月 11 日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成 29 年 6 月 15 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 29 年度予算において、「江差町農地流動化促進補助」、「地域医療連携システム運営補助（改修補助）」及び「文化会館塔屋改修」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成２８年度～平成３２年度）を次のとおり変更する。

【区 分】１ 産業の振興

（３）計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
（１）基盤整備 農 業	鵜地区団体営基幹水利施設管理事業 <u>江差町農地流動化促進補助</u>	厚沢部町・江差町 <u>農地売買者</u>	

【区 分】５ 医療の確保

（３）計 画

（３）過疎地域 自立促進 特別事業	道立江差病院医師確保対策 <u>地域医療連携システム運営補助（改修 補助）</u>	町 <u>医療機関</u>	
-------------------------	--	------------------	--

【区 分】７ 地域文化の振興等

（３）計画

（３）その他	江差追分会補助 開陽丸青少年センター補助 <u>文化会館塔屋改修</u>	民間 民間 <u>町</u>	
--------	--	----------------------	--

_____部分を加える。

